

# 学校生活諸規則について

## I 服装について

・濃紺背広型スーツタイプブレザー。

- (1) 本校指定の学生服を着用する。(下はスラックス、又はスカート)
- (2) 靴下は無地の白色、紺色、黒色(ワンポイントは可)とする。なお、ストッキング、タイツは黒色または肌に近い色とする。
- (3) 靴は黒色のローファー(厚底は禁止)、又は白色か黒色を基調(メーカーロゴ等以外は)とした運動靴(ハイカットは不可)とする。

※旧制服を着用している生徒

### (1) 男子の服装

・黒詰襟学生服

- ① 本校指定の学生服を着用する。
- ② 中学校指定の学生服で、本校指定の学生服に準ずる場合は、生徒指導部の許可を得て着用することができる。
- ③ 靴下は無地の白色、紺色、黒色(ワンポイントは可)とする。なお、ストッキング、タイツは黒色または肌に近い色とする。
- ④ 靴は黒色のローファー(厚底は禁止)、又は白色か黒色を基調(メーカーロゴ等以外は)とした運動靴(ハイカットは不可)とする。

### (2) 女子の服装

・濃紺背広型スーツ。

- ① 本校指定の学生服を着用する。
- ② 左胸に校章及び学年章をつける。
- ③ 中学校指定のスカートで、本校指定の学生服に準ずる場合は、生徒指導部の許可を得て着用することができる。
- ④ 靴下は無地の白色、紺色、黒色(ワンポイントは可)とする。なお、ストッキング、タイツは黒色または肌に近い色とする。
- ⑤ 靴は黒色のローファー(厚底は禁止)、又は白色か黒色を基調(メーカーロゴ等以外は)とした運動靴(ハイカットは不可)とする。

## 2 遵守事項

- (1) 登下校(日曜・祝祭日・長短期の休業日も含む)は規定の制服着用のこと。
- (2) 冬季は、制服の上から華美でない防寒着を着用してもよい。
- (3) 冬季は、マフラー・手袋などを通学に着用してもよいが、校舎内の着用は禁止する。
- (4) セーター姿での登下校は不可とし、校内での活動は可とする。
- (5) 雨天のとき、自転車通学生は、雨合羽を着用すること。
- (6) やむを得ない事情であると学校が認めた場合、異装について許可をする。

## 3 頭髪等について

- (1) 髪の色、脱色、加工等は禁止する。
- (2) 肩より髪が長い場合はゴムで括り、奇異な髪形は禁止する。
- (3) 化粧等は禁止(日焼け止めは無色透明に限る)

## 4 登下校

- (1) 8:25 までに登校すること。  
遅刻または欠席の場合は、8:20 までに必ず保護者から Classi にて連絡してもらうこと。  
急を要する場合は、電話にて連絡すること。(079-298-0437)
- (2) 完全下校時刻は、年間を通して 18:30 とする。(強化指定部は除く)
- (3) 登下校は、原則として徒歩、自転車及び、バス・鉄道などの公共交通機関とする。
- (4) 自動車等による送迎を原則として禁止する。  
ただし身体的・健康上などの特別な事情があるときは、事前に連絡をして許可を受ける。
- (5) 単車・自動車の運転免許取得・運転は禁止する。
- (6) 自転車通学は、所定の「自転車通学許可願」を出して許可を受け、鑑札を貼って使用すること。  
交通ルールを守り、マナーの向上に努める。特にながら運転(スマホ・傘差し)・二人乗り厳禁。  
自転車に乗車する場合は、ヘルメット着用を推奨する。
- (7) 通学鞆は、華美でなく教材類を保護できるものを各自準備し使用すること。なお、他校の指定鞆や紙袋類は使用不可とし、鞆口が閉じられるものを推奨する。

## 5 携帯電話(スマートフォン)等の取り扱いについて

- (1) 原則、校内での使用を禁止する。
- (2) 携帯電話を持ってくる場合は、登校後、電源を切った状態で下駄箱の個人ロッカーに施錠保管し、教室への持ち込みを禁止する。

(3) 緊急の事情により使用する場合は、許可をとり、職員室前で取り扱うこと。

(4) 登下校中の携帯電話(スマートフォン)等の利用は、交通安全の観点から慎むこと。

## 6 アルバイトの届出について

家庭の経済的理由などでやむを得ない場合は、担任・学年主任・生徒指導部及び、保護者と話し合い、教育的な観点から判断する。

## 7 忌引きについて

- ・ 父母(又は親権者)死亡 5日以内
- ・ 曾祖父母、祖父母、兄弟姉妹死亡 3日以内
- ・ 伯叔父母死亡 1日